

提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出 団体	ページ
15	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	今治市	1
56	マンション管理適正化推進計画の廃止	神戸市	12
43	空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること	指定都市 市長会	21
55	耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと	神戸市	30
52	市町村における交通安全計画の廃止	神戸市	34
30	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止	広島県	43
40	公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化	山形県	46
26	公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化及び計画内容の簡素化	広島市	59
		神戸市	66
63	国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	神戸市	73
65	交付金に係る施設整備計画について他の計画と代替可能とすること	愛知県	77

建築基準適合判定資格者検定の 受検資格の見直し

重点番号15：建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し（今治市）

1



令和4年7月
今治市



建築行政について

[概要]

建築基準法に基づく特定行政庁である地方公共団体が、建築物の安全性等を確保するため、建築の確認申請等の審査、検査をはじめ、違反建築物に対する指導等を行っている。

[特定行政庁]

建築主事を置く市町村の長や都道府県知事であり、建築行政全般について重要な役割を担う行政機関

2

※今治市は昭和30年から建築基準法第四条第二項の規定による特定行政庁

[建築主事]

建築基準適合判定資格者であって、建築法規や建築行政に関して高い専門的知識があり、建築確認等の行政処分を行う権限を有する者として地方公共団体の長が任命した者

[建築基準適合判定資格者]

一級建築士に合格し、かつ建築行政等に関する業務について二年以上の実務経験を有する者でなければ受検することができない建築基準適合判定資格者検定に合格した者



資格者の現状

- 建築主事となり得る若手人材の確保が急務である。

※今治市の有資格者数

4名（令和4年度）

うち2名を建築主事に任命

【参考】国土交通省住宅局建築指導課作成

建築基準法施行関係統計報告集計結果表（令和2年度集計）より

（平成15年度末）

（令和2年度末）

全国の建築主事数

1,915名

⇒

1,417名